

公立大学法人三重県立看護大学の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価（見込評価）実施に向けた考え方

1 見込評価の実施の必要性

昨年6月の地方独立行政法人法の一部改正にともない、法人から、中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度の終了後三月以内に「中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績」が提出されることとなり、評価委員会においてこれの評価を行うことが定められた。

2 見込評価実施に向け新規策定及び改正が必要な要領等の素案

- 1) 公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価基本方針 **(改正)**・・・資料3
- 2) 公立大学法人三重県立看護大学の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価（見込評価）実施要領 **(新規)**・・・資料4
- 3) 中期目標期間終了時に見込まれる業務実績報告書 **(新規)**・・・・・・・・・・資料5
- 4) 中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に関する評価報告書 **(新規)**・・・資料6

3 素案作成の基本的な考え方

見込評価実施の2年後には、中期目標期間評価を実施する必要がある。これについて、見込評価については、目的は異なるものの、中期目標期間の総合的な評価であることは同様であり、業務の効率化を図るためにも、期間評価時の要領や実施方法を踏襲し作成している。

4 各資料の変更点等の概要

- 資料3 公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価基本方針
 - ・「2 評価の基本方向」（1）に見込評価に関する記載を追加
 - ・「3 評価の方法」に見込評価の方法に関する記載を追加
- 資料4 公立大学法人三重県立看護大学の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価（見込評価）実施要領
 - ・「公立大学法人三重県立看護大学の中期目標期間の業務実績評価実施要領」の表現を見込評価に応じた形に修正（評価方法はそのまま踏襲）
- 資料5 中期目標期間終了時に見込まれる業務実績報告書
 - ・H27年度に実施した第1期中期目標期間評価時の実績報告書様式を踏襲
 - ・2頁目に全体の総括を追加（評価結果報告書に合わせた）
 - ・年度評価結果欄及び小項目毎の取組実績欄を対象の4ヵ年のみにした
- 資料6 中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に関する評価報告書
 - ・H27年度に実施した第1期中期目標期間評価時の評価報告書様式を踏襲
 - ・年度評価結果欄及び小項目毎の取組実績欄を対象の4ヵ年のみにした